

あれこれ通信

TeL / Fax 0493-62-7997  
http://space.tom-shibuya.com  
e-mail 713@tom-shibuya.com

## 渋谷とみ子の議会報告No.81

燃えるゴミの焼却施設建設地を吉見町大串地区に決定しました。  
地元は反対。ごみの処理についてゼロから見直しましょう。

**昨**年12月議会で、埼玉中部資源循環組合の設立が賛成多数で決まりました。東秩父町・小川町・ときがわ町・嵐山町・滑川町・東松山市・吉見町・桶川市の可燃ゴミの焼却を共同処理するために吉見町大串地区への建設が決定しました。今、町のゴミを燃している小川地区衛生組合焼却炉は老朽化しています。小川町現地でのリニューアルは地元との約束できません。

**吉**見町大串地区は、30年前、埼玉中部環境センター（吉見町・北本市・鴻巣市）の焼却施設建設の計画で、地元は裁判で争いました。裁判では、今後ゴミ焼却場は建設しないことで和解とのこと。埼玉中部環境センターも施設の老朽化が課題になっています。東松山市・桶川市もそれぞれ焼却施設の老朽化が課題で、国のゴミ処理広域化計画に基づいてゴミ焼却するための協議会を設立して検討されてきました。

**設**立予定の埼玉中部資源循環組合は、鴻巣市・北本市は入らず、吉見町、桶川市、東松山市、小川地区衛生組合（5町村）の枠組です。今度、新しく建設予定の焼却施設は、新しい団体（2市5町1村）なので、和解の条件を守る義務はないということです。ゴミ焼却は、科学技術が発展し、焼却炉からの化学物質による住民被害は以前より少ないということです。新しい団体でも、吉見町はどちらにも入っています。焼却施設建設地は吉見町内8ヶ所の候補地を選び、最も適切な地区に決定したといえます。なぜ、吉見町町内だけなのでしょう。

**地**元の焼却場建設への反対が、明確に示されています。急がずに十分な合意が出来てからか、又は、別の地区を探す第3の方法をさぐるべきと考えます。今、ゴミ焼却している小川地区衛生組合の焼却炉を修繕しながら、合意できる方法を目指すべきです。

